

**令和7年度 第1回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
社会的養育等課題検討部会 議事要旨**

日時	令和7年7月18日（金）10時00分から12時00分
開催場所	東大阪市役所18階 研修室
出席者	<p>(委員) 中川部会長、芦田委員、井上委員、岡崎委員、小川委員、畠山委員</p> <p>(事務局) 岩本子どもすこやか部長、川東政策推進担当官、大川子育て支援室長、和田児童相談所設置準備室長、赤穂保育室長、藤原子ども家庭課長、樽井施設給付課長、野下施設指導課長、森川子ども相談課長、野村保育課長、中西児童相談所設置準備室主査、菊田児童相談所設置準備室主査、岩崎児童相談所設置準備室主査、高橋児童相談所設置準備室係員</p>
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 報告</p> <p> (1) 令和6年度のまとめ</p> <p> (2) 施設整備の進捗状況の報告</p> <p> (3) 国の動き</p> <p>3. 議題</p> <p> (1) 「社会的養育推進に向けての本市の検討課題」（令和6年度まとめ）を踏まえた今年度の作業計画について</p> <p> 作業計画の作成と重点検討項目の設定</p> <p> (2) 作業計画（案）に基づく進捗状況と課題検討</p> <p> ① 子どもの権利の尊重と社会的養護の理解（課題①、課題②関係）</p> <p> 1) 社会的養護の下で育つ子どもの理解と課題</p> <p> ～ 子ども、経験者等の当事者の声を聞くことについて</p> <p> 【話題提供】畠山委員より</p> <p> 2) 子どもの声を聞くこと</p> <p> ～ 意見聴取措置と意見表明支援について</p> <p> 今年度の取組予定</p> <p> 職員育成</p> <p> 選択肢の整理（情報収集と研究の継続）</p> <p> 3) R6年度施設ヒアリングに基づく社会的養護の子どもの理解</p> <p> ～ 支援にかかる課題の抽出</p> <p> ② その他</p> <p> 子どもの権利条例の制定に向けての動きその他本市の取組について</p> <p>4 その他</p> <p> 今後のスケジュールについて</p> <p>5 閉会</p>

	<p>1. 開会</p> <p>○部会長、職務代理者は前年度から継続することを報告する。</p> <p>○東大阪市社会福祉審議会規則第4条第2項に基づき、部会員7名中6名の出席があったため、部会の成立を確認する。</p> <p>○中川部会長より挨拶</p> <p>2. 報告</p> <p>○事務局より令和6年度部会のまとめを報告</p> <p>○事務局より施設整備の進捗状況を報告</p> <p>○事務局より国の動きを報告</p> <p>3. 議題</p> <p>○議題（1）について事務局より説明</p> <p>【各委員意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自立の際のケア」について、自立の際だけではなくケアから離れた後に若者・子どもの生活が続していくという視点で、ケアを離れた後の若者をサポートする仕組みも含めて検討していただきたい。 ・施設ヒアリングについて、社会的養護を網羅するためには自立援助ホームやファミリーホームといった施設も必要ではないか。 ・「保護者支援の必要性」について、国の調査研究における子どもの家族へのトラウマケアがあまり実施できていないという調査結果を含めて、どういうふうに子どもだけではなく保護者への支援を考えていくのかを考えてほしい。 ・「学習支援の方向性」について、原籍校への通学保障をぜひ考えていただきたい。明石市の通学保障のための取組等を参考にしていただきたい。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所の学習支援については昨年度から教育委員会と相談を始めている。教育委員会からも基本的な理解はいただいているので、今年度引き続き、できる限り通学を考え、どうしても無理な事情がある子どもたちに不利益がないように一時保護施設内の学習を考える、という考え方の順番で検討を進めていきたい。 <p>○議題（2）①について委員より話題提供</p> <p>【各委員意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の色々な仕組みが生物学的親の元で子どもが育つという仕組みになっていて、それがベストであり、それ以外は何か問題があるといった感覚が強固にあると思う。社会的養護の下で育つ子どもの理解といった内容について、全庁的にいろいろな部署で共有していかない限り、どこかで仕組みができてもうまく動くものではないと思う。
--	--

- ・当たり前に使っている言葉や資料にしている言葉で、我々が気づけない部分や（社会的養護の下で育つ子どもや経験者などを）傷つけてしまっている部分があると思う。日本では「当事者」というが、アメリカでは「lived experience expert（生きた経験を持った専門家）」という形でリスペクトされ、その経験が政策に反映されるような仕組みができている。日本もそういったことを考えていかなければならないと感じる。
- ・社会的養護の部分だけではなく家族法の改正もある中で、子どもの声を聴くということが取り入れられたが、形だけになりそうな気配があるので、社会的養護の下で育つ子どもの理解といった話を市の関係者、一般の方を含めていろいろ人が知っていくということが非常に重要だと思う。
- ・一時保護ガイドラインに当事者の声が反映されているという話はこの部会にとって重要なヒントであると思う。「大人が自覚的に」、それをどこまで施策に反映できるかというと難しいが、取り組みたいと思う。

○議題（2）① 2) および3)、②について事務局および担当課より説明
各委員、意見等なし

4. その他

○事務局より、今後のスケジュールについて説明

5. 閉会